

## 物品売買契約書

売出人 砺波地域消防組合（以下「売出人」という。）と 買受人 （以下「買受人」という。）との間において、次の条項により、売買契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 売出人買受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品は、末尾に示す物件とする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 売出人は、買受人が納入すべき契約保証金を免除する。

（売買代金納付期限等）

第5条 買受人は、金 円を、売出人の発行する納入通知書により契約締結日から7日以内に、売出人に支払わなくてはならない。

（売買物件の所有権）

第6条 売買物品は、買受人が売出人に売買代金を納入と同時に、買受人に所有権を移転するものとする。

（売買物品の引き渡し）

第7条 売買物品の引き渡しは、売買代金の納入を売出人が確認し、自動車検査証の名義変更を確認した後、当該物品、譲渡証明書及び鍵等を買受人に渡すことにより行う。

2 売買物品の引き渡しは現状渡しとする。

3 買受人は引き渡された売買物品を契約締結後30日以内に引き取るものとする。

（費用の負担等）

第8条 売買物品に係る道路運送車両法による車検、登録及び移動等の諸手続は、買受人が行う。

2 第1項に定める諸手続に係る費用（自動車重量税等を含む）は、買受人の負担とする。

3 買受人は、売買物品の乗用の開始に当たり、自己の負担で必要な整備を行い、十分に安全を確認する。また、売出人は、引き渡し後の不調や故障についての補償は行わないものとする。

（危険負担）

第9条 買受人は、この契約締結の時から売買物品の引渡しの時までの間において、売出人の責めに帰すことのできない理由により売買物品が滅失し、又は毀損した場合には、売出人に対して売買代金の減免を請求することができないものとする。

(かし担保)

第10条 買受人は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れたかしを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第11条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 買受人が本契約に定める義務を履行しないとき。
  - (2) 買受人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
  - (3) 買受人が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
  - (4) 買受人が、富山県暴力団排除条例(平成23年富山県条例第4号)第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
  - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- 2 前項第1号から第5号までの契約解除により、買受人が損失を被ることがあっても、売払人はその損失を補償しない。

(特則)

第12条 買受人は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える設備の用に供してはならない。

(実地調査等)

第13条 売払人は、指定期間中は、前条に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。

2 買受人は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第14条 買受人は、第11条及び第12条に定める義務に違反したときは、売買代金の1割を違約金として売払人に支払わなくてはならない。

(契約の解除)

第15条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。

(原状回復及び返還金等)

第16条 買受人は、売払人が前条の規定により解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないときと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 売払人は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買受人に返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

3 売払人は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買

受人が支出した一切の費用を負担しない。

(損害賠償)

第 17 条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第 14 条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる

(契約の費用)

第 18 条 この契約の締結に関して必要な費用は、買受人の負担とする。

(協議)

第 19 条 この契約に関して疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払人買受人協議のうえ定めるものとする。

(裁判の管轄)

第 20 条 この契約に関する紛争については、砺波地域消防組合の所在地を管轄する富山地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、売払人買受人それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を所有するものとする。

平成 年 月 日

売払人 富山県砺波市大辻 5 0 1 番地  
砺波地域消防組合  
管理者 夏野 修

買受人